

2 保育の提供の仕組み

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見
(1)利用保障の 基本的仕組み	<p>○ 現行制度維持(市町村による「<u>保育の実施義務</u>」の履行を通じた保障)</p> <p>○ 現行の「<u>保育の実施義務</u>」に関する例外規定(付近に保育所がない等やむを得ない場合は、その他適切な措置で足りる)については、<u>より厳格な運用を行うよう市町村に周知徹底</u>。</p> <p>※ 過去、市町村の事業で同化・定着したものは、<u>一般財源化される傾向</u></p> <div data-bbox="383 616 931 839" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村の判断に委ねる仕組みを維持する以上、より厳格な運用を求めても、厳しい市町村財政の中、自ずと限界がある。(長期にわたり、市町村の努力が続けられてきた結果として、待機児童の解消に至らない現状) </div>	<p>○ <u>客観的に必要性が判断された者に、受給権を例外なく付与</u>。</p> <p>○ 市町村に保育の費用の給付義務や、地域の提供基盤の整備計画等を通じた<u>提供体制整備責任</u>や<u>利用支援(利用調整等)</u>からなる実施責任を課す。</p> <div data-bbox="981 517 1529 676" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 </div>	<p>○ <u>客観的に必要性が判断された者に、独立した保育認定により認定証明書を交付し例外なく保育を保障</u>。</p> <p>○ 市町村に地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供体制整備責任に加え、<u>包括的な保育の実施義務(法第24条)</u>と併せて保育費用の給付義務、<u>利用支援(利用調整等)</u>からなる実施責任を課す。</p> <p>○ <u>保育料は市町村が決定し、徴収する</u></p>
(2)利用方式	<p>○ 市町村—利用者、市町村—保育所との間に<u>契約関係</u>があり、利用者^(利用者)と保育所との間には<u>契約関係なし</u>) 【現行制度維持】</p> <div data-bbox="383 1007 931 1294" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者と保育所が協働して機動的により良い保育を目指していく関係になりにくい(保育所においてニーズに即応した対応がしづらいという声もある。) ● 今後の需要動向が個別の保育所に伝わりにくいなど、供給増が適切になされにくい。 </div>	<p>○ 市町村—利用者、市町村—保育所との間に関係・適切な関与に加え、<u>利用者が保育所と受給権に基づく公的契約を結び、より向合う関係に</u>。</p> <p>【新たな三者関係】</p> <p>※ 利用者の保育所への申込み手続や、保育所の募集・選考等の円滑・公平な実施のため、市町村の関与や、第三者も含めたコーディネータ等の仕組みについてさらに検討。</p>	<p>○ 市町村の包括的な実施責任による適切な関与の下に、<u>利用者が保育所と認定証明書に基づく公的契約を結び、より向合う関係を構築</u> 【新たな三者関係】</p>
(3) 利用者の手続負担や保育所の事務負担に対する配慮	<p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">(現行制度を維持)</p>	<p>○ 利用者の申込み手続や、事業者の募集・選考等の円滑・公平な実施のため、<u>市町村の一定の関与(利用調整等)</u>や、<u>第三者によるコーディネータの仕組み</u>について、さらに検討。</p>	<p>○ 現行制度維持</p>

3 参入の仕組み

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見
(1)参入の基本的 仕組み	<p>○ 将来の児童数減少等を勘案し、裁量性ある現行の都道府県の認可制度を存置(待機児童がいても認可拒否が可能)</p> <p>【現行制度維持】</p> <p>○ 施設整備費や運営費の国庫負担引上げ等で参入を期待。</p> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 必要な保育量の拡充が図られず、女性の労働市場参加が進まないことにより、我が国の社会経済が縮小均衡に陥り、ひいては社会保障全体の持続可能性にかかわる。 ● 税源委譲・地方分権の強い流れの中で、国庫負担割合の大幅な引き上げは非現実的。 	<p>○ 客観的基準を満たす事業者は、給付対象とする仕組みとする。【客観的基準による指定制】</p> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 	<p>○ 現行の認可制度を維持する。</p>
(2) NPO法人 等に対する 施設整備補助	<p>○ 現行制度を維持。 (施設整備費補助は、解散時に財産を国庫返納することとなっている社会福祉法人に限定すべき。)</p> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 初期投資費用が回収できないため、多様な主体の参入が図られず、必要な保育量の拡充が進まない。 	<p>○ 施設整備費(減価償却費)については、運営費に相当額を上乗せを検討。</p> <p>○ 集中的な整備を促進するための補助や、経過期間における改修費用等の補助は維持。</p> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた供給が顕在化するため、財源確保が必要。 	<p>○ 施設整備費補助とする。</p>
(3)運営費の 使途制限	<p>○ 現行制度を維持。 (保育所運営費の当該保育所以外の充当を制限する現行の仕組みを維持。)</p> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運営実績を有する法人による新規の保育所開設が行いにくく、必要な保育量の拡充が進まない。 	<p>○ 他制度の例も参考に見直し。</p> <p>※ 社会福祉法人会計基準の適用については、指導監督の適切性が確保できるかどうか等の観点も含め、引き続き検討。</p> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 株式配当の可否等について、事業運営の安定性確保、保育事業以外への資金の流出の妥当性等の観点も含めさらに慎重に検討。 ● 保育士の処遇へ与える影響について、さらに検討が必要。 	<p>○ 現行制度を維持。</p>

3 参入の仕組み（続き）

	現行制度維持 （「運用改善＋財源確保」案）	新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等＋財源確保」案）	新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見
(4)多様な提供主体の参入や、量の抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督	<ul style="list-style-type: none"> ○ 突然の撤退等により子どもの保育の確保が困難となることのないような措置（指定の際の基準のあり方、公的関与のあり方、事業者に対する監査のあり方等）について、さらに検討。 ○ また、公費による給付の適正性を確保するための方策のあり方についても、併せて、さらに検討する必要がある。 		○左記の（ ）書きを削除。